# 委託仕様書(花見川区)

委 託 名 千葉県知事選挙・千葉市長選挙開票所設営・撤収等業務委託 1

2 委託場所 花島公園体育館

(千葉市花見川区花島町308) 〔延床面積:1,123㎡〕他

3 委託期間 契約締結日から令和7年3月17日(月)まで

# 4 委託内容

- (1) 甲への開票所設営器材の貸与
- (2) 設営器材の開票所への搬入及び搬出
- (3) 開票所の設営及び撤収
- (4) その他甲の指示する事項

# 5 委託内容の詳細

(1) 甲への開票所設営器材の貸与について 甲への〔表1〕の器材の貸与を行う。

# 〔表1〕

器材	数量
1. 机(かさ上げなし)(予備10台を含む)	148台
2. 机(かさ上げあり)	48台
3. 机養生クロス	6枚
4. 衝立	8枚
5. 衝立用ポール	10本
6. コピー機	1台
7. ベルトパーテーション(参観席仕切り)	6本
8. 養生(ガム)テープ等設営用品	一式
9. パソコン収納用コンテナ	一式
10. パイプ椅子	210脚
11. 投光器 (バッテリー式LED球)	2台

# 1. 机(かさ上げなし)

- ・寸法は450 mm×1,800 mm×700mm、折畳み式可。
- ・投票用紙の散逸を防ぐため、机等についてはヒビ・割れ等がないもの を用意すること。万が一使用する際は、緑等暗色のガムテープ等で目 張りし、隙間が生じないようにすること。

### 2. 机 (かさ上げあり)

- ・寸法及び仕様は、1.机(かさ上げなし)と同様。
- ・開披台に設営。脚部分の延伸により800mmにかさ上げすること。

## 3. 机養生クロス

- ・開票管理者及び立会人席の机(6台)にクロスを被せること。
- ・クロスは以下3点の条件に合致するものを用意すること。
  - ○上部及び前面部を覆うことができる大きさのもの
  - ○白色
  - ○布地を使用すること。

### 4. 衝立

- ・寸法は 1,200mm×1,800mm
- ・遮光性があり、縦横どちら向きでも使用可能なもの。

# 5. 衝立用ポール

・転倒を防止する脚があり、万が一の衝突時に危険性の少ないもの。

# 6. コピー機

- ・A3までコピーできるもの。モノクロ可
- ・A4用紙で、毎分40枚以上コピー可能なもの。
- ・使用するトナー及びインクについても併せて用意すること。 (最大1,000枚のコピーに支障を生じさせないこと。) なお、コピー用紙は甲で用意する。
- ・設営時に動作確認を行うこと。
- ・故障の際の緊急連絡先を本体に明示し、 必要に応じて代替機を原則40分以内に用意すること。

## 7. ベルトパーテーション (参観人仕切り)

- ・ベルトの長さが調整でき、最長 2,000 mmのもの。
- ・ベルトの色の指定はないが、統一されているものが望ましい。
- ・参観人が、他の区域への侵入を防止することができるもの。

- 8. 養生(ガム)テープ等設営用品
  - ・養生(ガム)テープ:設営に必要な分については乙で用意すること。 投票用紙の確認に支障が出ないよう、 緑等暗色のものを使用すること。
  - ・床にテープを張る際は、養生テープを使用すること。
  - その他物品の例
    - ○メジャー (巻尺)
    - ○雑巾
    - ○カッターナイフ
- 9. パソコン収納用コンテナ
  - ・310mm×450mm×110 mmのキャリングバッグを収納できるもの。 なお、パソコンの破損を防ぐために、耐衝撃性があり、 パソコンの重量に耐えることができるものを使用すること。
- 10. パイプ椅子
  - ・パイプ椅子については、折り畳み式を使用すること。
  - ・色の指定はないが、統一されているものが望ましい。
- 11. 投光器 (バッテリー式LED球)
  - ・投光器の設置については、甲が行う。 回収については設置した位置から、甲が指示により、乙が行う。
- (2) 設営器材の開票所への搬入及び搬出について

## [搬入について]

- ①器材の搬入は、3月15日(土)午前9時00分以降に行うこと。
- ②乙が貸与を行う設営器材だけでなく、甲で用意する器材についても搬入を行うこと。受取日時を協議し、花見川区役所(花見川区瑞穂1-1)にて受取を行い、開票所への搬入を行うこと。
- 尚、甲が用意する器材は以下の3点。
  - ・机養生シート
  - 床養生シート
  - ・紙養生シー

## [搬出について]

- ①器材の搬出体制については、3月16日(日)午後8時00分までに甲の指示により、開票所(施設)前の入口にて待機すること。待機中に各投票所から機材が持ち込まれた場合は、搬出用車両に随時積み込むこと。
- ②開票開始後(午後9時30分以降)、甲の指示により、撤収可能箇所から、撤収及び搬出作業を随時行うこと。
- ③乙が貸与を行う器材のみならず、甲が貸し出しを行う以下の器材について、甲が指定する場所まで搬出を行うこと。
- 机養生シート
- ・床養生シート
- ・〔表2〕※各投票所からの器材

〔表2〕※各投票所からの器材(数量に多少の変更が生じる可能性あり)

器材	数量
1. 投票箱	60個
2. 手提げ袋	28袋
3. 投票所用パソコン	57台
4. パソコン用ハブ	2台
5. 投票用紙交付機	56台
6. 器材トランク (ジュラルミン)	28個
7. 消耗品保管箱(青箱)	28個
8. 記載台照明	40箱
9. その他器材(※)	一式
10. ゴミ袋	30袋以上

尚、甲が指定する搬出(器材)先の場所は以下のとおり。

- =花見川区役所1階 物置=
- ・机養生シート
- ・床養生シート
- =花見川区役所2階 講堂=
- ・〔表 2 〕 ※各投票所からの器材 №.1 (投票箱) ~10 (ゴミ袋)
- ④器材トランク(ジュラルミン)や消耗品保管箱については、蓋が開かな

いよう、丁寧に扱うこと。

- ⑤搬出用トラックは以下3台を用意すること。
  - 3 t トラック×1台
  - 4 t トラック×1台

上記2台は甲の指示により、花見川区役所への搬入用。

- (3 t トラックは必要に応じてピストンを行う可能性有)
- ・乙の用意した器材を搬出する用のトラック×1台

上記1台のサイズは任意とする。

- ⑥机、床、建築用養生シートについては甲と搬入日時を協議し定め、花見 川区役所へ搬入を行うこと。
- ⑦その他器材に関しては生じた場合のみ対応を行うものとする。不明点は 甲に確認を行うこと。

# (1) 開票所の設営及び撤収について

# [設営について]

- ①器材の搬入後、乙の搬入器材と施設及び区選管の管理する器材により、 別紙「開票所レイアウト」図に示すよう配置すること。
- ②設置終了後、甲の確認を受けること。
- ③設営は、3月15日(土)午後4時までに完了させること。
- ④配置する机・椅子等の器材は、投票用紙等への汚れの付着を防ぐため、 雑巾などで拭いておくこと。
- ⑤床養生シートの設置が終了するまでは、開票所内へ土足で立ち入らない こと。床養生シートの撤去後の立ち入りについても同様とする。また、ア リーナの養生部分について、隙間なく養生すること。
- ⑥体育館入り口、体育館入口前廊下、警察控え場所、用具庫入り口及びトイレ入口から内部に、隙間なく建築用養生シートを設置すること。
- ⑦床養生シートについては、落ちた投票用紙が隙間に潜らないよう、また、 体育館の床に外から持ち込まれた砂やほこりが落ちないよう、ガムテープ により目張りし、固定すること。
- ⑧机については、隣接する机に段差や隙間が生じないよう、ガムテープにより島ごとに一体化させること。
- ⑨開披台には、投票用紙が隙間に落ちないよう、甲が用意した机養生シートを敷き、ずれないようにガムテープにより側面を固定すること。投票用

紙の確認に支障がないよう、床面から 500 mm以上は脚部分が見えるよう、 覆いをかけないこと。

- ⑩開披台は段差やぐらつきを極力なくすこと。
- ⑪開票管理者及び立会人席の机には、白のクロスをかけ、上部及び前面部を覆うこと。また、ずれないようにガムテープにより側面を押さえること。
- ②開票所に設置する椅子については、乙が用意を行い、各係及び開票立会 人、選管本部など、机の下に係の人数分配置すること。

## [撤収について]

- ①開票終了後、甲の指示により撤収を開始すること。ただし、開票の進捗 状況によっては、開票終了前に撤収を開始するときもある。
- ②撤収は、3月17日(月)午前3時までに完了させること。ただし、開票終了時刻が3月17日(月)午前1時を過ぎたときは、甲乙協議のうえ、完了時刻を遅らせることができる。
- ③床養生シートの撤収の際、シート上の砂やほこりが体育館の床に落ちないよう、注意して撤収すること。
- ④乙が用意した設営器材は、開票終了後に乙が撤収すること。ガムテープ 等撤収時に生じる廃棄物については、乙が回収及び処分を行うこと。
- ⑤撤収後に体育館床、体育館入り口、男子トイレ、女子トイレの清掃を念入りに行うこと(清掃器材は、施設備品を使用可)。また、汚れが目立つ際は雑巾がけを行うこと。

## (2) その他

- ①敷地内は禁煙とする。
- ②開票開始から確定まで、開票所内での携帯電話は使用禁止とする。
- ③開票事務に疑義を生じる行動は慎むこと。
- ④乙の責による開票所施設等の破損及び汚損については、乙の負担により 原状回復を行うこと。
- ⑤設営及び撤収にあたっては、甲乙協議のうえ開票作業に支障なきよう努めること。
- ⑥その他不明な点については、甲乙協議のうえ甲の指示により対応すること。